

## 市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(令和2年8月分)

### ○ 市電

- 重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）
- 輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故（上記を除く）

・ いずれも該当ありませんでした。

**自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときが最も危険です。**

**多くの事故は右折車が急に軌道敷内に進入し、市電に接触してしまうケースがほとんどです。**

**軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。**

### ○ 市バス

- 重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

・ 該当ありませんでした。

- 輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの（上記を除く）

- ・ 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの（1件）

概要： 水族館前発、緑ヶ丘団地行きを運行中、伊敷団地中央停留所を発車後に、左後輪付近に煙のようなものを認めたため、次停留所である西伊敷六丁目停留所にて停車し、車両状態を確認するとともに、運行管理者に連絡し、整備管理者と協議の上、当該便の運行を中止したもの

場所：西伊敷六丁目停留所

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**